

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
相模原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 寺 田 弘 子

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則
相模原市議会会議規則(昭和 42 年相模原市議会規則第 1 号)の一部を次のように
改正する。

第 2 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席
届を提出することができる。

第 87 条に次の 1 項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠
席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案の理由

出産に伴う会議及び委員会の欠席の届出に係る規定を追加いたしたく提案する
ものである。